

## 平成29年9月17日の台風18号災害に係る農林漁業者への 金融支援策について

### 1 大分県特定災害対策緊急資金

被害を受けた農林漁業者の経営維持安定を図るため、農業近代化資金等に県と市町村が上乗せ利子補給（1/2ずつ）を行い、低利で融資する。

- ① 対象災害 平成29年9月17日の台風18号による災害
- ② 貸付対象者 指定地域の市町村の罹災証明を受けた災害被害農林漁業者（但し、農業近代化資金は認定農業者に限る）

	施設復旧等	長期運転資金
特別被害者	施設等の被害率が7割以上	災害による損失額が平年の農林業収入の5割以上
3割被害者	施設等の被害率が3割以上7割未満	災害による損失額が平年の農林業収入の3割以上5割未満
一般被害者	施設等の被害率が1割以上3割未満	災害による損失額が平年の農林業収入の1割以上3割未満

- ③ 融資枠 3億円
- ④ 融資率 100%（但し、漁業近代化資金、農林漁業施設資金は80%）
- ⑤ 貸付利率
  - ・特別被害者 0%
  - ・3割被害者 0.20～0.30%（現時点の金利）
  - ・一般被害者 0.20～0.30%（現時点の金利）

※利率は償還年数で異なる。通常時の貸付金利が制度基準を下回る場合は、その時点の通常貸付利率を適用

### ⑥ 貸付限度額・償還期間等

	農業近代化資金	漁業近代化資金	農林漁業施設資金	農林漁業セーフティネット資金
貸付限度額 施設復旧等	個人 18,000千円 法人 200,000千円	20ト以上漁船資金借入者 360,000千円 水産養殖業者 180,000千円	一施設 3,000千円 特認 6,000千円	
長期運転資金	個人 6,000千円 法人 20,000千円	個人 6,000千円 法人 20,000千円		一般 6,000千円 特認 年間経費又は粗収入の3/12の低い額
償還期間 施設復旧等	15年以内 (据置7年以内)	15年以内 (据置3年以内)	15年以内 (据置3年以内)	
長期運転資金	7年以内 (据置3年以内)	5年以内 (据置3年以内)		10年以内 (据置3年以内)
融資窓口	農業協同組合、大分信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合	漁業協同組合、農林中央金庫	日本政策金融公庫	

- ⑦ 上乗せ利子補給期間 償還期間の範囲内とし最大6年(激甚災害指定の場合7年)

## 2 既存貸付の償還猶予について

既存の制度資金借入者が、今回の被災により償還が困難となる場合、償還猶予を検討する。

## 3 農業経営緊急対策アシスト資金の活用

既存の制度資金借入者で、今回の被災により償還が困難なものについては、当該年の償還元金分を借換え、10年以内で平準化して償還できる措置を講じる。

- ①貸付対象者 市町村の罹災証明を受けた災害被害農林漁業者で、以下の資金の当該年の償還に支障が生じており、借換えが可能な者
- ②借換対象資金 農業近代化資金（基金協会保証付）  
農業経営基盤強化資金（基金協会保証付）  
農業改良資金  
就農支援資金（就農施設等資金に限る）
- ③借換限度額 300万円
- ④償還期間 10年以内（据置2年以内）
- ⑤貸付利率 0.8%

## 4 相談窓口

### ① 県の機関

各振興局の「農林水産業震災・気象災害復旧相談窓口」

			電 話
東部振興局	農山漁村振興部	企画・農政班	0978-72-0409
中部振興局	農山漁村振興部	企画・農政班	097-506-5732
南部振興局	農山漁村振興部	企画・農政・集落班	0972-24-8645
豊肥振興局	農山村振興部	企画・農政班	0974-63-1172
西部振興局	農山村振興部	企画・農政班	0973-22-2585
北部振興局	農山漁村振興部	企画・農政班	0978-32-0622

団体指導・金融課（電話097-506-3613）

### ② 市町村

### ③ 農協等の金融機関

担当：団体指導・金融課 金融班 日高  
097-506-3611